

## グレナダの入国規制措置（11月26日更新）

11月26日、グレナダ政府情報局は、新型コロナウイルス（オミクロン株）対策として、入国規制措置を以下のとおりとする旨発表しました。

1 11月26日より、直近14日間に、南アフリカ、ナミビア、ジンバブエ、ボツワナ、レソト及びエスワティニに渡航歴のある者は、入国を許可しない。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：グレナダ政府 facebook

<https://www.facebook.com/gisgrenada/posts/197466559241765>

参考：グレナダ政府 HP

<https://covid19.gov.gd/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。